旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　宮城県知事登録旅行業第二―三九五号

㈢　氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社ハローワールド　仙台市青葉区本町一丁目一二―一二ＧＭビルディング　代表取締役　茂木　秀樹

㈣　主たる営業所の所在地　仙台市青葉区本町一丁目一二―一二ＧＭビルディング

㈤　旅行業の登録年月日　令和二年一月六日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、令和七年五月二十八日、旅行業法施行規則第六十条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

令和七年六月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　髙橋　広行

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年６月11日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①住友不動産ステップ株式会社　②国土交通大臣(13)2077　③代表取締役　青木斗益　④東京都新宿区西新宿二丁目６番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県横須賀市若松町１―21―10　神奈川県横浜市中区尾上町５―71　大阪府大阪市天王寺区玉造元町２―４　大阪府大阪市東住吉区東田辺２―３―10　大阪府摂津市千里丘１―４―15　⑤2500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目６番１号　住友不動産ステップ株式会社　代表取締役　青木斗益